

第29回 群馬県老人保健施設大会

「老健 “本来” の役割を改めて考えよう！」



第29回群馬県老人保健施設大会 大会長

介護老人保健施設ミドルホーム富岡 理事長 **武田 滋利**

「平成」から「令和」と元号が変わり、節目の大会を担当させていただくことを光栄に感じると同時にその責任も感じております。老人保健施設は昭和時代の最後の昭和63年に始まりました。平成時代は介護保険法が制定され老健施設を始め色々な介護サービスが細分化されました。そして令和の時代になり、介護サービスに何が期待され、どう変化していくのか、未知の部分も多くあります。今回のテーマは実施されて30年余りがたった老健施設の本来の役割について、改めて考えてみようというものです。

地域包括ケアと保健医療計画における地域医療構想が策定されていく中で、老健の役割が明らかに変わってきていると実感しています。老健の歴史を遡ってみると、昭和60年1月の社会保障制度審議会で「重介護を要する老人には、医療面と福祉面のサービスが一体として提供されることが不可欠で、両施設（医療機関と特別養護老人ホーム）を統合し、それぞれの長所を持ち寄った中間施設を検討する必要がある」という意見が示されたのが始まりと思われれます。この意見を受けて同年8月に「中間施設に関する懇談会」の報告として、①リハビリテーション、生活訓練等の実施 ②医学的な管理と看護を中心としたサービスの提供が中間施設の役割として示され、昭和61年12月に老人保健法が改正され、老人保健施設が規定され、昭和63年4月に老人保健施設の本格実施がスタートしました。その後、平成9年に介護保険法が成立、平成12年に施行され、介護保険における3施設の設置が始まりました。

私どものミドルホーム富岡は平成元年8月に開設され今年でまる30年が経過しました。老健の役割は30年前には「病院から自宅へ退院するための“中間施設”」といわれていましたが、現在のように明確に在宅復帰率を求められる時代ではなかったと記憶しています。その後の介護保険法の創設によって介護老人保健施設となり、地域の中での入所定員など整備計画に基づいたものになりました。介護報酬の改定は3年に一度ですが、そのたびに老健の役割に変化があり、進むべき方向が不明確なこともありました。ようやく、平成27年度の改定で“在宅復帰施設”としての役割が明確となり、保健医療計画の中の地域医療構想では在宅施設としての役割が明確となり、地域包括ケアシステムにおいても在宅復帰支援施設として位置づけられました。

しかし、地域の中の老健の実情はどうでしょうか？机上の地域包括ケアシステム構築と実情の乖離はないでしょうか。地域包括ケアを構築するための“在宅復帰支援施設”という老健の役割は実際の地域のニーズと合致しているのでしょうか。地域包括ケアシステムの構築は地域ごとに定められている上、医療・介護資源の設置状況も地域によって異なっています。医療資源の少ない地域では、当然老健に医療面でのサービスが求められがちであり、介護資源の少ない地域では介護中心のサービスが求められることでしょうか。地域のニーズによって果たしている役割が異なると思います。今大会では、老健の本来の役割をもう一度原点から考え、それぞれの地域でどのような役割を果たしているのか、どんな課題があるかなど、現場の声を持ち寄り、意見交換ができる大会になればよいのではと考えています。

最後に、本大会の開催にご協力をいただいた群馬県老人保健施設協会、西毛ブロックはじめ県下の各施設の方々、ご協賛をいただいた各社の皆様と大会運営に多大なご尽力くださいました運営委員の方々に心より感謝申し上げます。